

七十九 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い(1)…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p>改正法令(租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成14年法律第15号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第105号)、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成14年財務省令第27号)、法人税法等の一部を改正する法律(平成14年法律第79号)、法人税法施行令等の一部を改正する政令(平成14年政令第271号)及び法人税法施行規則等の一部を改正する省令(平成14年財務省令第46号))による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達の改正前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(経過的取扱い(2)…平成14年4月1日前の新增設計画に係る生産等設備の一部を同日以後に取得等をした場合等の低開発地域等における工業用機械等の特別償却)</u></p> <p>措置法第45条第1項の表の第1号の第1欄に掲げる地区内において一の事業計画により新設又は増設される生産等設備でそれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が2,500万円を超え2,800万円以下である場合において、法人が当該減価償却資産の一部を平成14年4月1日前に取得等をし、残余を同日以後に取得等をしているときは、同日前に取得等をした減価償却資産については、その取得価額の合計額が2,500万円を超えるかどうかを問わず、改正法令による改正前の措置法第45条第1項の規定の適用があることに留意する。この場合において、平成14年4月1日以後に取得等をした減価</p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<u>償却資産については、措置法第45条第1項の規定の適用はないことに留意する。</u>	